

食の安全・安心確保交付金実施要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 16 消安第 10270 号

最終改正 平成 20 年 4 月 1 日 19 消安第 14909 号

第 1 趣旨

わが国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

食の安全・安心確保交付金（以下「本交付金」という。）は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、わが国の食の安全と消費者の信頼の確保、さらには国内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 第 1 の趣旨を踏まえ、本交付金は、

ア 農畜水産物の安全性の確保

イ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

ウ 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援

を目的として事業実施主体が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

(2) (1) のアからウまでの政策目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率は、別表 1 のとおりとする。

なお、別表 1 の事業メニュー及びその内容の欄の事業メニューを実施するに当たっては、農林水産省消費・安全局長及び農林水産省生産局長（以下「消費・安全局長等」という。）

が別に定めるガイドラインによるものとする。

2 事業実施期間

本交付金による事業の実施期間は、原則として 1 年とする。

第 3 目標値及び事業実施計画書

1 目標値の設定及び事業実施計画書の作成

(1) 目標値の設定

事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表1の目標の欄の目標ごとに、別表2に基づき、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。

(2) 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、(1)で設定した目標値を達成するために必要となる事業メニューを別表1の事業メニュー及びその内容の欄から選択する。また、当該目標値の達成に必要な場合には、別表1の事業メニュー及びその内容の欄に示された事業の内容以外に、地域として独自の取組(以下「地域提案型事業」という。)も実施できるものとする。

(3) 事業実施主体は、必要に応じて、複数の目標について目標値を設定し、それぞれの目標ごとに事業メニューを選択し、実施することができる。

2 事業実施計画書の承認

(1) 本交付金の交付を受けようとする都道府県知事又は政令指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、別紙様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、事業実施主体、本交付金の要望額等その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成した上で、別記様式第1号により、以下に掲げる者に協議し、その承認を受けるものとする。

ア 北海道及び北海道に属する政令指定都市にあつては北海道農政事務所長

イ 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

ウ イ以外の都府県及びイ以外の都府県に属する政令指定都市にあつては地方農政局長(以下、アからウまでに掲げる者を「地方農政局長等」という。)

(2) 都道府県知事等は、(1)の事業実施計画書の作成に当たっては、(3)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画書の内容を含め作成するものとする。その際、目標値の設定に当たっては、都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)全体で一つの目標値を設定するものとする。

(3) 事業実施主体(都道府県等が事業実施主体となる場合を除く。)は、毎年度、実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、その達成に必要な事業メニューの選択を行い、別紙様式第1号に準じて事業実施計画書を作成の上、当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

第4 事業実施計画書の審査

- 1 地方農政局長等は、第3の2の(1)により提出された事業実施計画書について、次に掲げる視点に基づき審査を行う。
 - (1) 目標値の妥当性及びその達成の可能性
 - (2) 地域提案型事業及び特認団体(別表1の事業実施主体の欄に掲げる都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体)の適切性
- 2 地方農政局長等は、事業実施計画書の審査を行った上で、事業実施計画書を承認するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2において承認を行った場合には、管内都道府県分を取りまとめ、消費・安全局長等に報告するものとする。

第5 事業実施計画書の変更

- 1 本交付金の交付を受けた都道府県知事等は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業メニュー等事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。ただし、次に定める場合にあっては、第3の2の(1)に準じて変更について地方農政局長等の承認を受けるものとする。
 - (1) 目標を追加又は削除する場合
 - (2) 目標値を変更する場合
 - (3) 新たに特認団体が事業実施主体となる事業を実施することとした場合
なお、新たに地域提案型事業を実施することとした場合には、変更した事業実施計画書について事前に地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の報告を受けた場合には、必要に応じ、都道府県知事等に対し意見を述べるものとする。

第6 交付金の交付

- 1 交付金の交付
 - (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金について、別に定めるところにより、都道府県知事等に交付するものとする。
 - (2) 国は、(1)による都道府県知事等への交付金の交付に当たっては、第3の2の(1)により各都道府県知事等から提出される事業実施計画書に記載された目標値、事業計画の内容、対象区域の状況等、都道府県等ごとの要望額及び事後評価結果を基に、2の特別交付型交付金としての留保額を勘案して、消費・安全局長等が別に定めるところにより各都道府県知事等に交付する交付金の額を算定する。

- (3) 交付金の交付を受けた都道府県知事等が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、この要綱に準じて、市町村の自主性を活かした食の安全・安心の確保のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

2 特別交付型交付金の交付

国は、年度途中の埋設農薬の漏洩、家畜及び養殖水産動植物の疾病のまん延や農作物の重要病害虫の発生等の緊急事態に機動的に対応できるよう、交付金の一部について特別交付型交付金として留保し、消費・安全局長等が別に定めるところにより都道府県知事等に交付する。

第7 成果の取りまとめ及び事後評価

1 事業実施主体による成果の取りまとめ

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表1の2の食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して三カ年経過した年度。以下同じ。）の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別紙様式第2号に従って成果報告書として取りまとめる。
- (2) 都道府県等以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は（1）において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

2 都道府県知事等による成果の取りまとめ及び事後評価

- (1) 都道府県知事等は、1の（2）により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び（1）の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別紙様式第3号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
- (3) (1) 及び (2) による都道府県等における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

3 事後評価結果の反映

- (1) 地方農政局長等は、2の（2）により提出された都道府県等の成果報告書

に基づき事後評価を実施する。事後評価の実施に当たり、地方農政局長等は公正性確保の観点から評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1) の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の 1 1 月末までに消費・安全局長等に報告する。
- (3) 地方農政局長等は、(1) の事後評価の結果が低い都道府県等に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- (5) 事後評価を行った都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6) (3) の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

第 8 委任

本交付金の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、消費・安全局長が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 1 2 月 6 日から施行する。

附則

- 1 この通知による改正は、平成 1 8 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の食の安全・安心確保交付金実施要綱(以下「旧要綱」という。)に基づく事業メニュー(機能性肥料の高度活用の推進、食品表示の適正化、トレーサビリティシステムの導入の促進及び地域における食育の推進)にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附則

この通知による改正は、平成 1 8 年 6 月 2 0 日から施行する。

附則

この通知による改正は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知による改正は、平成 1 9 年 5 月 1 1 日から施行する。

附則

この通知による改正は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

食の安全・安心確保交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率

1 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
<p>農畜水産物の安全性の確保</p>	<p>1 土壌有害物質のリスク管理の推進</p>	<p>(1) 農作物の汚染リスク推定手法の検証 土壌及び農作物中の有害物質の含有濃度等から農作物の汚染リスクを推定するための技術について、その有効性等を検証し、実用化を図る。</p> <p>(2) 農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査の実施 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。)第5条第1項に基づく農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等を行う。</p> <p>(3) 有害物質吸収抑制技術の実施 有害物質により汚染されている地域における有害物質の吸収の抑制に必要な資材の投入及び水管理等を行う。</p> <p>(4) 高度吸収抑制等技術の確立 有害物質の農作物への吸収抑制のための高度な営農技術や植物の吸収による土壌中の有害物質の浄化技術等の確立を行う。</p> <p>< 地区推進事業 ></p> <p>(5) 高度吸収抑制等技術の確立 有害物質の農作物(水稻を除く。)への吸収抑制のための高度な営農技術や植物の吸収による土壌中の有害物質の浄化技術等の確立を行う。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(4)までについては、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(5)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合(農業</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

		<p>協同組合法（昭和 22 年法律第 242 号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>土地改良区 営農集団（農事組合法人以外の農業生産法人とする。ただし、法人格を有するものであって、受益農家数は 3 戸以上とする。以下同じ。）</p> <p>都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。）</p>		
2 生鮮農産物の安全性の確保	<p>(1) G A P の導入・普及 都道府県における農業生産工程管理手法（以下「G A P」という。）の導入・普及を推進するため、G A P 推進検討会を開催し、G A P の導入方針の検討や都道府県版 G A P 普及マニュアルの作成等を行う。</p> <p>(2) G A P 指導者の育成・確保 都道府県段階における G A P の導入・普及を推進するため、農業指導者等を対象とした G A P に関する研修会を開催し、産地において G A P の策定・実践を指導する者の育成・確保を図る。</p> <p>< 地区推進事業 ></p> <p>(3) G A P の策定・実践 対象地区における G A P の策定・実践を推進するため、G A P 推進協議会の開催、G A P の策定、研修会の開催、調査等を行う。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。</p> <p>市町村 農業協同組合</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2 以内）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>	

		<p>3 硝酸塩のリスク管理の推進</p> <p>(1) 硝酸塩のリスク管理の推進体制の確立 野菜等農作物に含まれる硝酸塩のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、都道府県段階において、農作物中の硝酸塩含有量等の実態の把握、硝酸塩の低減化技術の検討と技術導入効果の確認・検証及びその他必要な事項に関する推進計画の策定並びに地区推進事業を効率的・効果的に推進するための講習会の開催を行う。</p> <p>地区推進事業</p> <p>(2) 硝酸塩の低減化技術の確立等 対象地区において野菜等農作物に含まれる硝酸塩の低減化技術を確立するため、推進協議会の開催、技術の実証、リスク管理啓発資料の作成、情報交換会の開催等を行う。</p>	<p>営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合 営農集団 特認団体</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
	<p>4 農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者(農薬適正使用アドバイザー等)の育成、周辺環境におけるモニタリング調査の実施や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定、農薬使用時の飛散の状況及び周辺農作物への農薬の残留状況の調査等を行う。</p> <p>(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図る</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)及び(6)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)、(4)及び(5)につ</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

		<p>ため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。</p> <p>(3) 農薬残留確認調査の実施 登録保留基準への適合状況又は農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う。</p> <p>(4) 埋設農薬処理の進行管理の実施 埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。 また、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前及び事後に環境調査を行う。</p> <p>(5) 埋設農薬の漏洩等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施 埋設農薬の漏洩等による周辺環境への悪影響が懸念される場合、緊急的に必要な悪影響防止措置等を行う。</p> <p>(6) 行動指針等の策定に向けた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点で行動指針等を策定するため、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、リスク管理技術の評価・検証を行う。</p>	<p>いては、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体</p>	
	<p>5 畜産物の安全性の確保</p>	<p>(1) 関係機関が連携した指導体制の確立 飼料安全性確保対策に係る協議会の開催・参加、飼料業者情報共有システムの整備活用等により、関係機関における飼料の安全性確保対策の連携を図る。</p> <p>(2) 飼料安全法令等に関する普及・監視及び指導</p>	<p>都道府県</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類</p>

		<p>畜産農家、飼料等販売業者、地域流通飼料製造業者等を対象として、地区講習会、巡回指導、普及資料の配布、立入検査等により、飼料安全法令等の遵守に必要な知識の普及、遵守状況の監視及び指導を行う。</p> <p>(3) 飼料の安全性監視のための調査分析の実施</p> <p>地域流通飼料等における有害物質の分析等、安全性監視のための調査分析の実施により、地域流通飼料等の安全性確保を図る。</p> <p>(4) 地域の獣医療提供体制の整備</p> <p>無獣医地域等において、地域の関係者で組織する協議会を設置し、業務連携に係る役割分担を明確化、夜間・休日診療の体制の整備、一時的に離職している獣医師を活用する「獣医師バンク」の設立等により、地域の獣医療提供体制を整備する。</p>		<p>似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
	6 水産物の安全性の確保	<p>(1) ノロウイルス監視体制の整備</p> <p>生産段階におけるノロウイルスに係るカキ等二枚貝の汚染のリスクを低減させるため、陸域及び海域におけるノロウイルス監視調査を行う。</p> <p>(2) 貝毒発生監視体制の整備</p> <p>毒化したホタテガイ等二枚貝の流通を防止するため、マウスを用いた公定検査法による貝毒毒量の検査等、貝毒の発生監視調査を行う。</p>	都道府県	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
伝染性 疾病・	1 家畜衛生の推進	<p>(1) BSE検査・清浄化の推進</p> <p>BSE検査を確実かつ円滑に実施す</p>	事業メニュー及びその内容の欄の(1)から	<p>交付金の交付率は</p>

病虫害
の発生
予防・
まん延
防止

るために必要な支援を行うことにより、
B S E の浸潤状況の正確な把握、防疫
体制の実効性の評価等リスク管理を科
学的に実施する体制を確立する。

(2) 監視・危機管理体制の整備

飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病
防疫指針の周知及び同指針に沿った防
疫演習等を行う。

(3) 慢性疾病等の低減

行政、生産者、関係団体等の連携に
より、畜産農家における生産性を阻害
する疾病群について有効な低減方策を
検討する。

(4) 生産衛生の確保

H A C C P に基づく衛生管理手法の
生産段階への導入等を行うことにより、
安全で安心な畜産物の供給体制を推進
する。

(5) 地域衛生管理体制の整備

行政、生産者、獣医師等の関係者が
一体となった家畜の伝染性疾病の発生
予防、まん延防止の仕組みづくり、清
浄化推進や動物用医薬品の適正使用の
取組等を推進する。

< 地区推進事業 >

(6) 地域衛生管理体制の整備

行政、生産者、獣医師等の関係者が
一体となった家畜の伝染性疾病の発生
予防、まん延防止の仕組みづくり、地
域内の各種伝染性疾病の清浄性の確認
・維持、清浄化推進、動物用医薬品の
適正利用の取組等を推進する。

(5)までについては、
都道府県とする。た
だし、(2)のうち沖縄
牧野ダニ侵入防止対
策については沖縄県、
自衛防疫の推進につ
いては社団法人家畜
畜産物衛生指導協会
及び特認団体とする。

事業メニュー及びそ
の内容の欄の(6)につ
いては、以下のとお
りとする。

市町村
農業協同組合
社団法人家畜畜産物
衛生指導協会
生産者の組織する団
体（消費・安全局長
が別に定めるものを
いう。）

事業費の
定額(1/
2 以内)
とする。
ただし、
事業メニ
ュー及び
その内容
の欄の
(2)のう
ち、社団
法人家畜
畜産物衛
生指導協
会が実施
する自衛
防疫の推
進に要す
る経費
について
は定額
(1/3 以
内)、沖
縄県が実
施する牧
野ダニ侵
入防止対
策に要す
る経費に
ついては
定額
(9/10 以
内) とす
る。なお、
地域提案
型事業の
交付率は
類似の事
業メニ
ューの交
付率を準
用するもの

<p>2 養殖衛生管理体制の整備</p>	<p>(1) 総合推進会議の開催等 全国的及び地域的な会議の開催等により、養殖衛生管理対策を総合的に推進する。</p> <p>(2) 養殖衛生管理指導 養殖生産物の安全性の確保を図るため、養殖管理・水産医薬品等の適正指導、養殖衛生管理技術の普及・啓発を行う。</p> <p>(3) 養殖場の調査・監視 養殖生産物の安全性の確保を図るため、水産用医薬品残留検査等を行う。</p> <p>(4) 養殖衛生管理機器の整備 養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を行う。</p> <p>(5) 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、疾病の監視、特定疾病まん延防止措置等を行う。</p>	<p>特認団体 都道府県</p>	<p>とする。 交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(5)のうち特定疾病まん延防止措置等に要する経費については定額(10/10)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
<p>3 病害虫の防除の推進</p>	<p>(1) 総合的病害虫・雑草管理(I P M) 普及推進 I P M実践指標の策定及びその実践効果の把握のための調査を行う。</p> <p>(2) 総合的病害虫・雑草管理(I P M) 実践地域の育成 I P M実践指標に基づいた防除を実</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(3)までについては、都道府県とする。</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。なお、地域提案型</p>

		<p>践する地域をモデル的に育成する。</p> <p>(3) 病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立 農薬散布に伴う環境リスクを低減するため、天敵、フェロモン等を利用した防除技術、農薬散布量低減化技術(少量散布、静電散布)及び基幹的マイナー作物病害虫防除技術についての体系を確立する。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(4) 総合的病害虫・雑草管理(I P M) 実践地域の育成 I P M実践指標に基づいた防除を実践する地域をモデル的に育成する。</p> <p>(5) 病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立 基幹的マイナー作物病害虫防除技術についての体系を確立する。</p> <p>(1) 重要病害虫侵入警戒調査等の実施 ミバ工類等の重要病害虫が侵入した場合、当該病害虫を早期に発見するため、全国の果樹・野菜栽培地帯等において、これら重要病害虫の侵入警戒調査等を行う。</p> <p>(2) 移動規制病害虫特別防除 植物防疫法に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における徹底した防除等を行う。</p> <p>(3) 重要病害虫の防除 我が国で発生が限定されている重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域等における徹底した防除等を行う。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(4)及び(5)については、以下のとおりとする。 農業協同組合 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(5)については、都道府県とする。</p>	<p>事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(4)及び(5)に要する経費は定額(10/10)とする。また、(5)のうち、</p>
--	--	---	---	--

<p>地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援</p>	<p>1 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援</p>	<p>(4) 特殊病虫害緊急防除 重要病虫害が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。</p> <p>(5) アリモドキゾウムシ根絶防除 鹿児島県奄美群島に発生しているさつまいもの重要な害虫であるアリモドキゾウムシについて、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和29年政令第239号)別表第3の第3号に基づく環境に優しい不妊虫放飼法等により根絶防除を行う。</p> <p>(6) 輸出検疫条件の確立 諸外国へ我が国農産物の解禁要請、輸出条件の緩和要請を行うにあたり、輸入国が侵入を警戒する病虫害の発生調査等の必要なデータ収集を目的とした調査等を行う。</p> <p>(1) 食育総合展示会等の開催 「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進等を通じて、地域における食育を推進するため、食育総合展やシンポジウム等を開催する。</p> <p>(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 地域における食育活動の総合的かつ効果的な展開を図るため、「食事バランスガイド」に関する講習会等を開催し、食品衛生・栄養改善・農業生産・食文化等各分野において専門的に食育活動を行うボランティアの活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーを育成するとともに、ボランティア等を対象とした食育推進</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(6)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 特別地方公共団体</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 消費生活協同組合 特認団体</p>	<p>不妊虫増殖施設等の整備に要する経費は定額(9/10以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
---	---	--	--	--

	<p>リーダーを講師とする講習会等を通じて「食事バランスガイド」等の普及・活用を促進する。</p> <p>(3) 地域版「食事バランスガイド」の策定及び普及・活用の促進 地域の実態を踏まえ、地元産農産物や地域の郷土料理等を反映した、地域独自の「食事バランスガイド」の策定、普及・活用の取組を支援する。</p> <p>(4) 「教育ファーム推進計画」の策定及び「教育ファーム」の優良事例の情報提供等の促進 食に関する関心や理解の増進を図るため、「教育ファーム推進計画」策定に向けた取組や「教育ファーム」の優良事例の収集・情報提供など、地域における教育ファームの取組を支援する。</p>	
--	---	--

2 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
<p>伝染性 疾病・ 病虫害 の発生 予防・ まん延 の防止</p>	<p>1 家畜衛生 の推進</p>	<p>監視体制強化施設整備 家畜保健衛生所等の機能を全国的に 一定水準以上に保つため、検査の迅速 化、高度な疫学診断等に対応するため の施設及び機器を整備する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>交付金の 交付率は 事業費の 定額(1/ 2以内) とする。 なお、地 域提案型 事業の交 付率は類 似の事業 メニュー の交付率 を準用す るものと する。</p>

別表2 目標値設定の考え方

1 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金

目的及び目標	目 標 値	左の考え方
<p>農畜水産物の安全性の確保</p> <p>1 土壌有害物質のリスク管理の推進</p>	<p>カドミウム等土壌有害物質のリスク低減化技術等延べ実施面積の事業実施年度における増加・拡大分</p>	<p>土壌有害物質のリスク管理を推進する上で、効果の高い営農上のリスク低減化対策技術を確立・普及するため、当該実施面積の具体的な目標値を定め、その着実な拡大を図る。</p>
<p>2 生鮮農産物の安全性の確保</p>	<p>G A P 実践農家数の増加率</p>	<p>農作物の生産段階における総合的なリスク管理手法であるG A Pの導入・普及を推進するため、G A Pを実践する農家数について具体的な目標値を定め、着実にその増加を図る。</p>
<p>3 硝酸塩のリスク管理の推進</p>	<p>硝酸塩の低減化技術実施面積</p>	<p>野菜等農作物に含有する硝酸塩の低減化技術を実施した面積について具体的な目標値を定め、着実にその増加を図る。</p>
<p>4 農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>農薬の不適切な販売及び使用の発生割合並びに埋設農薬の処理進捗率</p>	<p>適正な農薬の販売・使用を推進し、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬取締法により把握される農薬の不適切な販売及び使用の発生割合について目標値を定め、埋設農薬の処理が必要な場合は、その計画的かつ着実な処理を実施するため、埋設農薬の処理進捗率を目標値として</p>

5 畜産物の安全性の確保	飼料の不適正な製造、販売、使用等の発生割合及び無獣医地域等の解消割合	<p>定め、その着実な実現を図る。</p> <p>関係機関が連携した指導体制の確立及び普及指導等を着実に実施することにより 地域段階での飼料の安全性を確保するため、飼料の不適正な製造・販売・使用等の発生割合についての具体的な目標値を定め、着実にその低減を図る。</p> <p>また、地域における獣医療提供体制の整備を通じて畜産物の安全性を確保するため、無獣医地域等の解消割合について具体的な目標値を定め着実にその解消を図る。</p>
6 水産物の安全性の確保	ノロウイルス監視調査及び貝毒発生監視調査の総実施数	産地段階でのノロウイルス及び貝毒に係るリスク管理を的確に実施するため、ノロウイルス監視調査及び貝毒発生監視調査の総実施数について具体的な目標値を定め、着実にその増加を図る。
<p>伝染性疾病・病害虫の発生予防</p> <p>・まん延防止</p> <p>1 家畜衛生の推進</p>	家畜衛生に係る取組の充実度	<p>家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守やHACCP（危害分析重要管理点）に基づく衛生管理手法の生産段階への導入、動物用医薬品の適正利用の取組、行政・生産者・関係団体等が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止等により地域における家畜衛生水準の向上を図るため、家畜衛生に係る取組の充実度について</p>

2 養殖衛生管理体制の整備	<p>養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合</p>	<p>て具体的な目標値を定め、着実にその向上を図る。</p> <p>養殖魚介類の疾病のリスク管理等を的確に推進し、安全・安心な養殖水産物の生産・供給体制を確立するため、養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合について具体的な目標値を定め、着実にその増加を図る。</p>
3 病害虫の防除の推進	<p>IPM 実践指標値の現状値からの向上率又は農薬環境リスク低減値の現状値からの向上率</p>	<p>多様な防除手段を必要に応じて組み合わせること等により効率的・効果的で農薬環境リスクを低減した病害虫防除技術を確立・普及し、地域の理解が得られる病害虫防除を推進するため、IPM 実践指標値の現状値からの向上率又は農薬環境リスク低減値の現状値からの向上率について具体的な目標値を定め、着実にその増加を図る。</p>
4 重要病害虫の特別防除等	<p>対象病害虫の調査・防除等の総回数</p>	<p>我が国が侵入を警戒する病害虫及び新たな発生が見られた病害虫の侵入及びまん延の防止を図るとともに、輸入国が侵入を警戒する病害虫に関するデータ収集を行うため、これらの病害虫の調査・防除等の総回数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</p>
<p>地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組へ</p>		

<p>の支援</p> <p>1 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援</p>	<p>「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合及び「教育ファーム推進計画」を策定している市町村（特別区を含む。）等の数又は「教育ファーム」実施主体数</p>	<p>「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人を増やし、健全な食生活の実現を図り、食に関する関心や理解の増進を図るため、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合について具体的な目標を定め、着実にその実施を図る。</p> <p>地方公共団体や農林漁業者、教育関係者など、関係者が連携した「教育ファーム」の取組を推進し、「教育ファーム推進計画」を策定している市町村等の数又は「教育ファーム」実施主体数について具体的な目標を定め、着実にその実施を図る。</p>
--	--	--

2 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
<p>伝染性疾病・病害虫の発生予防 ・まん延の防止 1 家畜衛生の推進</p>	<p>施設ごとの活用状況の向上割合</p>	<p>家畜保健衛生所等への検査の迅速化、高度な疫学診断等に対応するための施設及び機器を積極的に活用することにより家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、これらの施設ごとの活用状況の向上割合について具体的な目標値を定め、確にその達成を図る。</p>

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農政局長 殿
(北海道農政事務所長)
(沖縄総合事務局長)

(都道府県)知事等
氏 名 印

平成 年度食の安全・安心確保交付金事業実施計画書(変更)承認申請書

食の安全・安心確保交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)(変更の場合にあっては第5)に基づき、関係書類を添えて(変更)申請する。

(注)関係書類として、事業実施計画書を添付すること

平成 年度 食の安全・安心確保交付金（食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金） 都道府県等事業実施計画書

都道府県名

（平成 年 月作成）

目的	目標	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 （うち地域提案メニュー）
農畜水産物の安全性の確保	土壌有害物質のリスク管理の推進	（目標値）			円（ 円）
			< 地区推進事業 >	a 地区	円（ 円）
				b 地区	
	c 地区				
		小 計			
	生鮮農産物の安全性の確保	（目標値）			円
			< 地区推進事業 >	a 地区	円
				b 地区	円
	c 地区	円			
		小 計			
硝酸塩のリスク管理の推進	（目標値）			円	
		< 地区推進事業 >	a 地区	円	
			b 地区	円	
c 地区	円				
	小 計				
農薬の適正使用等の総合的な推進	（目標値）				
畜産物の安全性の確保	（目標値）				
水産物の安全性の確保	（目標値）				
伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	（目標値）			
			< 地区推進事業 >	a 地区	円
				b 地区	
c 地区					
	小 計				
	養殖衛生管理体制の整備	（目標値）			

	病虫害の防除の推進	(目標値)			
			< 地区推進事業 >	a 地区 b 地区 c 地区	円 円 円
				小 計	
	重要病虫害の特別防除等	(目標値)			
地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援	地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援	(目標値)			
合 計					(; 円)

平成 年度食の安全・安心確保交付金（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金） 都道府県事業実施計画書

都道府県名

(平成 年 月作成)

目 的	施設名	目標設定の考え方 及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
伝染性疾病・病 害虫の発生予防・ まん延防止		(目標値)			
		(目標値)			
合 計					円 (; 円)

(参考)
前年度(平成 年度)の交付金の執行状況

事 項	交 付 総 額	1 2 月末日までの執行額及び執行率 (確定値)	3 月末日までの執行額及び執行率 (見込み)
食の安全・消費者の信頼確保対策 推進交付金(注1)	円(%)	円(%)	円(%)
特別交付型交付金			

注1:特別交付型交付金分は除く。

注2:執行額は、当該都道府県等が交付を受けた交付金のうち、当該都道府県以外の事業実施主体に交付した額及び当該都道府県等自身が事業実施主体となって執行した金額の合計額とする。

都道府県等名					
目標					
目標値		現状（年度）		事業実施後（年度）	
事業の必要性及び目標値の考え方					
事業メニュー及び交付金要望額					
事業実施主体名	事業メニュー	事業量 (規格・規模等)	所要額 (円)	交付金 要望額 (円)	交付率

< 地区推進事業 >					

留意事項

- 「目標」の欄は、要綱別表1の目標の欄に掲げる内容を記入する。
- 「目標値」の欄は、要綱別表2の1の目標値の欄に掲げる内容を記入する。
- 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
 なお、次表の欄に掲げる目標にあっては、同表の右欄に掲げた事項及びその具体的数値を必ず含めること。

目 標	事 項
土壌有害物質のリスク管理の推進	カドミウム等土壌有害物質のリスク低減化技術の実施面積（事業実施年度及び前年度実績） 農用地土壌汚染防止法に基づく対策計画の策定面積、対策計画に基づく客土等の恒久対策の実施面積（事業実施年度及び前年度実績） 米流通安心確保対策事業実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第812号農林水産事務次官依命通知）に基づく生産防止計画においてカドミウム含有米の生産防止対策を実施する面積
生鮮農産物の安全性の確保	農業指導者数（普及指導員数、JA営農指導員数、その他農業指導者として認める者があれば職名と人数） GAP実践農家数（事業実施年度の増加見込み数、前年度までの総数） 事業実施地区における対象品目に係る対象農家数、GAP実践農家数（事業実施年度の増加見込み数、前年度までの総数）
硝酸塩のリスク管理の推進	農業技術者数（普及指導員数、JA営農指導員数、その他農業技術者として認める者があれば職名と人数） 硝酸塩の低減化技術実施面積 事業実施地区における対象品目に係る面積・農家数、硝酸塩の低減化技術実施面積・農家数
農薬の適正使用等の総合的な推進（埋設農薬の適切な処理の支援を行う場合）	埋設農薬処理の進行管理のための協議会等の開催計画 住民説明会の開催計画 掘削前の環境調査の実施計画（土壌及び地下水中調査点数等） 掘削・回収工事の実施計画（埋設農薬・汚染土壌の回収数量） 掘削した埋設農薬の保管計画 環境汚染防止措置の実施計画 掘削した埋設農薬の処理計画（埋設農薬・汚染土壌の処理数量） 処理終了後の環境調査の実施計画（土壌及び地下水中調査点数等）

<p>地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援</p>	<p>食育総合展示会等の開催（開催回数、開催地、参加者数、テーマ、展示会等の概要） 食育推進リーダーの育成（属性別実人数（当該年度育成予定者数、既育成者数）、食育推進リーダーに対する講習会等の開催（回数、参加者数（延）、講習内容）） 食育推進リーダー活動の促進（活動日数（延）、対象者数（延）活動内容（食育推進活動計画への関与、現地指導、講習会の開催（参加者数（延）、講習内容）等）） 地域版「食事バランスガイド」の策定（作成予定時期） 「教育ファーム推進計画」の策定（策定主体数、策定予定時期） 「教育ファーム」の実施（実施主体数、参加者数等） 注1）参考として、実施要領別添1の第1の3のイの（イ）のaで定める食育推進活動計画を添付すること。 注2） の食育推進リーダーの属性は から とする。 食生活改善推進員、栄養士、学校・教育関係者、衛生関係者、農業関係者、食品産業関係者、食文化関係者、消費者団体等、一般住民等その他、分類不明</p>
---	---

4 事業メニュー及び交付金要望額の欄について

- (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあつては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例： に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
- (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- (3) 地区推進事業については、事業実施主体名の後に（地区）と記入するとともに、通し番号や目印を付けることなどにより、関係事業の事業実施主体との関係がわかるようにする。
記入例： 1 - 1 県
1 - 2 JA （地区）
1 - 3 営農組合（地区）

5 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。

都道府県等名				
施設名				
目標値	現状 (年度)	事業実施後 (年度 及び 年度)		
事業の必要性及び目標値の考え方				
事業メニュー及び交付金要望額				
事業メニュー	事業量 (規格・規模等)	所要額 (円)	交付金要望額 (円)	交付率

留意事項

- 1 「目標値」の欄は、要綱別表2の目標値の欄に掲げる内容を記入する。
なお、「事業実施後」の欄は、設置又は整備した翌年度及び翌々年度に達成すべき平均年間目標を記入する。
- 2 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
- 3 事業メニュー及び交付金要望額の欄について
 - (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあっては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する。
 - (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- 4 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

1 事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者名	所在地	目標
特認とする理由			

留意事項

- 1 特認団体がある場合に本様式を作成する。
- 2 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。

2 地域提案型事業の内容等

実施するメニューの内容	交付率	所要額 (円)	交付金要望額 (円)
(類似する既存のメニュー及び 既存メニューと異なる点を記 載)	(/ と する理 由を記 載)		

留意事項

地域提案型事業がある場合に本様式を作成する。

別紙様式第2号 - 2

食の安全・安心確保交付金（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金）の成果及び評価報告書（平成 年度）

事業実施主体名：

区 分		目 標 値				事 業 実 績		備 考
目 的	施設名	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
総 計・総合評価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別紙様式第2号 - 4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別紙様式第2号 - 4に基づきそれぞれ記入する。

目標						
事業実施期間 平成 年度						
事業の実施方法						
目標値						
項	目	現状	目標値	実績	達成度	評価
<地区推進事業>						
事業内容及び実績額						
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)		

事業の成果	
都道府県等による評価の概要	
第三者の主なコメント	国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
 - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
 - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A	達成度 80%以上
B	達成度 50%以上 80%未満
C	達成度 50%未満
- 3 事業内容及び実績額について
 - (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例： に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
 - (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
 - (3) 「左の交付金相当額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当っては内数とする）。
 - (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の左の欄の目標ごとに実施した事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
土壌有害物質のリスク管理の推進	ア カドミウム等土壌有害物質のリスク低減化技術の実施面積及び内容（事業実施年度） イ 農用地土壌汚染防止法に基づく対策計画の策定面積、対策計画に基づく客土等の恒久対策の実施面積（事業実施年度） ウ 米流通安心確保対策事業実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第812号農林水産事務次官依命通知）に基づく生産防止計画においてカドミウム含有米の生産防止対策を実施した面積
生鮮農産物の安全性の確保	ア G A P 推進検討会の開催状況 ・開催時期、回数、出席者、内容等 イ 農業指導者研修会の開催状況 ・開催時期、回数、講師、参加人数（内訳）、内容等 ウ その他参考情報 ・農業指導者数（普及指導員数、J A 営農指導員数、その他農業指導者として認める者があれば職名と人数）、G A P 実践農家数（事業実施年度の増加実数、事業実施年度までの総数） 地区推進事業

硝酸塩のリスク管理の推進	ア G A P 推進協議会の開催状況 ・開催時期、回数、出席者、内容等 イ G A P の策定状況 ・対象品目、策定時期、策定部数、配布対象等 ウ 研修会の開催状況 ・開催時期、場所、講師、参加人数（内訳）、内容等 エ 調査等の実施状況 ・調査時期、調査内容、調査対象数等 オ その他参考情報 ・事業実施地区において対象品目に係る対象農家数、G A P 実践農家数（事業実施年度の増加実数、事業実施年度までの総数） ア 硝酸塩のリスク管理推進検討会の開催等 ・開催時期、出席者、内容（技術検証を行う場合は、その技術内容、検証方法等）等 イ 講習会の開催 ・開催時期、場所、講師、参加人数（内訳）、内容等 地区推進事業 ア 硝酸塩のリスク管理推進協議会の開催 ・開催時期、出席者、内容等 イ 硝酸塩の低減化技術の実証 ・確立対象技術内容、調査圃場、実施時期、調査員数等 ウ 硝酸塩のリスク管理啓発資料の作成 ・リスク管理啓発資料の作成部数 エ 硝酸塩のリスク管理情報交換会の開催 ・開催時期、場所、講師、参加人数（内訳）、内容等 オ その他参考情報 ・事業実施地区において対象品目に係る対象面積・農家数、硝酸塩のリスク管理実施面積・農家数
農薬の適正使用等の総合的な推進	ア 講習会及び研修会の実施状況（ウを除く） ・実施回数、参加人数（農家、販売者等の内訳）等 イ 啓発活動の状況 ・用いた広報手段、実施回数又は配布部数等 ウ 農薬適正使用アドバイザー及び農薬管理指導士の認定状況 ・認定研修実施回数、研修対象者数、新規認定者数、総認定者数等 エ 販売者及び使用者に対する実態調査の状況 ・実施対象数、指導の対象数等 オ 農薬残留調査の状況 ・調査実施数、基準策定状況、農薬登録反映状況等 カ 農薬の飛散防止技術の効果の確認状況 ・調査実施数、効果の確認された技術等 キ その他参考情報 ・農産物販売農家数、届出販売者数等 ク 埋設農薬処理の進行管理のための協議会の開催状況 ケ 住民説明会の開催状況

	<p>コ 掘削前の環境調査の実施状況 ・土壌及び地下水中調査点数等</p> <p>サ 掘削・回収工事の実施状況 ・埋設農薬、汚染土壌の回収数量</p> <p>シ 掘削した埋設農薬の保管状況 環境汚染防止措置の実施状況</p> <p>セ 掘削した埋設農薬の処理状況 ・埋設農薬、汚染土壌の処理数量</p> <p>ソ 処理終了後の環境調査の実施状況 ・土壌及び地下水中調査点数等</p> <p>タ 行動指針等の策定に向けた対策協議会の開催状況</p> <p>チ 原因究明のための実態調査の実施状況 ・土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・マウス試験実施数 ・HPLC分析実施数 ・ELISA検査実施数
畜産物の安全性の確保	<p>ア 連携した指導体制確立のための協議会、飼料業者情報共有システムの整備活用等の実施状況 ・協議会：実施状況（回数等） ・共有システム：実施状況（入力件数等） ・その他の実施事業：実施内容、実施状況</p> <p>イ 畜産農家・飼料等販売業者・地域流通飼料製造業者に対する飼料安全法令等に関する普及・監視・指導の実施状況 ・飼料安全性立入検査実施件数（うち不適正件数） 畜産農家：飼養畜種別の内訳 飼料等販売事業場 飼料等製造事業場：区分別内訳（承認配合飼料工場以外） ・巡回点検指導実施件数（立入検査以外） 畜産農家：飼養畜種別の内訳 その他：内訳 ・地区講習会実施状況 開催回数、参加人数等（農家、販売業者等の内訳） ・その他の指導普及 実施内容、実施状況（件数等）</p> <p>ウ 地域流通飼料等の安全性監視のための調査分析の実施状況（承認配合飼料工場の製造飼料以外） ・飼料：調査件数（種類別内訳）、調査成分 ・その他：調査件数（内訳）、調査成分</p> <p>エ 地域の獣医療提供体制の整備状況 ・協議会：実施状況（出席者、内容等） ・無獣医地域等の解消状況（取組み内容）</p> <p>オ その他の実施事業 実施内容、実施状況</p>	家畜衛生の推進	ア 家畜の伝染性疾病の発生件数の減少率 イ 検査件数の増加率
水産物の安全性の確保	<p>ア ノロウイルス監視状況 ・陸域でのノロウイルス感染症発生調査の実施状況 ・降水量調査の実施状況 ・海洋環境（潮流・水温・塩分等）の確認状況 ・海水試料のノロウイルス検査実施数 ・力キ等二枚貝試料のノロウイルス検査実施数</p> <p>イ 貝毒発生監視調査の実施状況（海域、貝の種類等）</p>	養殖衛生管理体制の整備	<p>ア 養殖衛生管理指導を行なった養殖等経営体数の割合</p> <p>イ 経営体数 ・給餌養殖経営体数 ・アユ冷水病防疫対策等を行なっている内水面漁業協同組合数</p> <p>ウ 水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数</p> <p>エ 養殖衛生指導等を行なった経営体数（実経営体数） ・うち指導会議によるもの ・うち巡回指導によるもの ・その他によるもの</p>
		病害虫の防除の推進	<p>ア 対象作物名及び対象病害虫・雑草名</p> <p>イ 取り組んだIPM技術等の内容及びその実証ほ等の設置場所及び面積（a）</p> <p>ウ IPM実践指標値の向上率</p> <p>エ 講習会、検討会等開催回数</p> <p>オ IPM実践効果把握調査報告</p> <p>カ 農薬環境リスク低減値の向上率</p> <p>キ 現行での化学合成農薬使用回数・量（10a当たり、対象作物毎）</p> <p>ク IPM技術等における化学合成農薬使用回数・量（10a当たり、対象作物毎）</p> <p>ケ 現行での病害虫防除経費（10a当たり、対象作物毎） 経費（円） 内訳： コ IPM技術等における病害虫防除経費（10a当たり、対象作物毎） 経費（円）： 内訳： サ 要防除水準を策定した作物名及びその概要（作物毎） シ 見学会、広報等の取組</p> <p>注1）総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進を実施した場合は、ア～オ、サ、シについて記載し、参考としてIPM実践指標を添付すること。</p> <p>注2）病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立を実施した場合は、ア、イ、エ、カ～シについて記載すること。</p> <p>注3）地区推進事業のうち、総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践地域の育成を実施した場合は、ア～ウ及びシについて記載すること。</p> <p>注4）地区推進事業のうち、病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立を実施した場合は、ア、イ、エ、カ～コについて記載すること。</p>

重要病害虫の特別防除等	ア 侵入警戒調査実施状況・地点数 イ 対象病害虫の発見・発生状況 ウ 対象病害虫の防除状況
地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援	ア 「食事バランスガイド」実践度調査の実績（調査時期、調査方法、調査対象人数、調査項目、調査結果） イ 食育総合展示会等開催の実績（開催回数、開催地、参加者数、テーマ、展示会の概要） ウ 食育推進リーダー実人数 エ 食育推進リーダー活動の実績（活動日数(延)、対象者数(延)、活動の概要） オ 食育推進リーダーに対する講習会等の実績（開催回数、参加者数(延)、講習内容の概要） カ 地域版「食事バランスガイド」策定検討会の実績（開催時期、開催回数、会議の概要） キ 地域版「食事バランスガイド」普及活動の実績（実施回数、普及活動の概要） ク 教育ファーム運営協議会の実績（開催時期、開催回数、会議の概要） ケ 「教育ファーム」の優良事例の情報提供等の取組の実績（実施回数、実施方法、情報提供等の概要） コ 「教育ファーム」の取組実績（実施回数、参加者数、取組の概要） 注1)ウの食育推進リーダーの属性は、(ア)から(コ)とする。 （ア）食生活改善推進員、（イ）栄養士、（ウ）学校・教育関係者、（エ）衛生関係者、（オ）農業関係者、（カ）食品産業関係者、（キ）食文化関係者、（ク）消費者団体等、（ケ）一般住民等その他、（コ）分類不明 注2)地域版「食事バランスガイド」及び「教育ファーム推進計画」を策定した場合は、報告書等の成果物を添付すること。

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

目標 <u> </u> 家畜衛生の推進						
事業実施年度 平成 <u> </u> 年度						
事業の実施方法						
目標値						
項	目	現状	目標値	実績	達成度	評価
事業内容及び実績額						
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)		

事業の成果	
都道府県等による評価の概要	
第三者の主なコメント	国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
 - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
 - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A	達成度 80% 以上
B	達成度 50% 以上 80% 未満
C	達成度 50% 未満

- 3 事業内容及び実績額について
 - (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例： に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
 - (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
 - (3) 「左の交付金交付額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当っては内数とする）。
 - (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
家畜衛生の推進	ア 施設ごとの活用状況の向上率 イ 県内外での家畜の伝染性疾病の発生状況、気象条件等の背景事情を考慮した成果（施設ごとの活用状況の向上割合）についての分析

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね 5 割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

別紙様式第3号 - 1

平成 年度 食の安全・安心確保交付金（食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金） 都道府県等成果及び評価報告書（平成 年 月作成）
 都道府県等名：

目的	目 標	目 標 値			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実 績	達成度	事業実施主体	目 標	達成度		
農畜水産物の 安全性の確保	土壌有害物質のリスク管理 の推進								
	生鮮農産物の安全性の確保								
	硝酸塩のリスク管理の推進								
	農薬の適正使用等の総合的 な推進								
	畜産物の安全性の確保								
	水産物の安全性の確保								
伝染性疾病・ 病害虫の発生 予防・まん延 防止	家畜衛生の推進								
	養殖衛生管理体制の整備								
	病害虫の防除の推進								
	重要病害虫の特別防除等								
地域における 「食事バラン スガイド」等 の普及・活用 の促進及び 「教育ファ ーム」の取組 への支援	地域における「食事バラン スガイド」等の普及・活用 の促進及び「教育ファ ーム」の取組への支援								
総 計・総合達成度									

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別紙用紙第2号 - 1及び別紙様式第2号 - 3を添付すること。
- 2 「目標値」、「事業実施主体ごとの達成度」及び「交付金相当額」のそれぞれの欄は、別紙様式第2号 - 1に基づきそれぞれ記入する。

別紙様式第3号 - 2

平成 年度 食の安全・安心確保交付金（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金） 都道府県成果及び評価報告書（平成 年 月作成）

都道府県等名：

目的	目 標 (事業実施期間)	目 標 値			設置又は整備した施設・機器名	交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実 績	達成度			
伝染性疾病 ・病害虫の 発生予防・ まん延防止	家畜衛生の推進				-----	-----	-----
					-----	-----	-----
					-----	-----	-----
総 計							

留意事項

本様式は、都道府県等が記入するとともに、別紙様式第2号 - 2 及び別紙様式第2号 - 4 を添付すること。